

平成22年2月15日（月）

於：農林水産省 三番町共用会議所 大会議室

新たな農林水産省知的財産の策定について
有識者の意見を聴く会 議事録

農林水産省

目 次

開会・あいさつ	1
出席者紹介	2
議事：新たな農林水産省知的財産戦略（案）について	4
閉会	35

開会・あいさつ

○川合知的財産課長 お待たせいたしました。定刻の14時となりましたので、ただいまから新たな農林水産省知的財産戦略の策定についての有識者の意見を聴く会を開催いたしたいと存じます。

私は、本日進行を務めます農林水産省知的財産課長の川合でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず初めに事務局を代表いたしまして、農林水産省生産局担当審議官の小栗よりごあいさつを申し上げます。

○小栗審議官 皆さん、こんにちは。生産局担当審議官の小栗でございます。

本日は、悪天候の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃から農林水産業の発展、あるいは国民生活の向上、それぞれの分野におかれましてご尽力を賜っていることと思います。また、農林水産行政の推進に当たりましても特段のご理解とご協力を賜っているものと思います。改めて御礼を申し上げます。

本日のこの新たな農林水産省知的財産戦略の策定についての有識者の意見を聴く会でございますが、昨年12月に次いで2回目の開催ということでございます。前回も申し上げましたけれども、農林水産省におきましてはこの知的財産に関します施策を推進するために、従来の現行の知的財産戦略、これは21年度まででございますので、これを新たなものにつくっていくということで、年度内を目途に今検討を進めているわけでございます。

検討に当たりましては、やはりこの知的財産の関係の部分につきましては、新たな分野でもございますし、広い分野の方々にも関係する分野でございますので、できるだけ広範な意見を聞きたいということで、先般、昨年12月4日であったかと思いますが、皆様方にお集まりいただきまして、専門的なご意見もちょうだいしたわけでございます。

その後、私ども事務的にもいろんなところで検討して、内容を詰めてまいりまして、今般、具体的な知的財産戦略の案ということで原案を作成いたしましたので、ご検討をいただきたいということでございます。今回の戦略、特に知的財産を活用いたしまして、国内外の消費者ニーズに応じた付加価値の高い農林水産物、食品の生産なり販

売を推進するという一方で、一つは、例えば国際競争力の強化とか、あるいは国内的には地域活性化、そういったものに何とかつなげていきたいということでございます。ちなみに、昨年末に閣議決定されました新成長戦略におきましても、今後の我が国が発展するためにはその中のメインの流れといたしまして、アジア地域における経済戦略を打ち出すんだという中におきまして、特に知的財産権の保護体制の構築といったものを強く打ち出すこととしているところでございます。

また、国内的には、私ども農林水産省で、今、農山漁村の6次産業化という農林水産物の生産だけではなくて、加工から流通まで一体的に取り組む、付加価値を高めていくといったことを目指した策を推進しようとしているわけございまして、そういった中におきましても、この知的財産戦略の果たすべき役割は非常に大きなものではないかと思っているところでございます。

以上のような状況でございますので、また本日限られた時間ではございますけれども、皆様方から忌憚のないご意見をちょうだいできればと思っているところでございます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○川合知的財産課長 ありがとうございます。

出席者紹介

○川合知的財産課長 それでは、会議に先立ちまして、本日の会議の出席者のご紹介をさせていただきますと思います。

まず有識者の先生方からご紹介をさせていただきますと思います。

まず、消費科学連合会会長の大木美智子様でございます。

○大木氏 大木でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○川合知的財産課長 続きまして、久遠特許事務所共同代表・弁理士の奥山尚一様でございます。

○奥山氏 奥山です。よろしくようお願いいたします。

○川合知的財産課長 それから、株式会社サカタのタネ執行役員・研究本部長の加々美勉様でございます。

○加々美氏 加々美です。よろしくお願ひします。

○川合知的財産課長 続きまして、株式会社日本総合研究所総合研究部門新社会システム創成クラスター上席主任研究員の金子和夫様でございます。

○金子氏 金子です。よろしくお願ひします。

○川合知的財産課長 続きまして、大分県漁業協同組合佐賀関支店支店長の坂井伊智郎様でございます。

○坂井氏 坂井です。お願ひいたします。

○川合知的財産課長 続きまして、東京農工大学大学院教授の澁澤栄様でございます。

○澁澤氏 澁澤です。よろしくお願ひします。

○川合知的財産課長 サンケイリビング新聞社営業推進局Web企画部部長の滑川恵理子様です。

○滑川氏 滑川です。よろしくお願ひいたします。

- 川合知的財産課長 続きまして、事務局側のご紹介をいたしたいと思います。
先ほどごあいさつさせていただきました小栗生産局担当審議官でございます。
- 小栗審議官 よろしく申し上げます。
- 川合知的財産課長 続きまして、生産局知的財産課、浅沼種苗審査室長でございます。
- 浅沼種苗審査室長 浅沼です。よろしく申し上げます。
- 川合知的財産課長 大臣官房環境バイオマス政策課、福田課長補佐でございます。
- 福田課長補佐 福田でございます。
- 川合知的財産課長 続きまして、大臣官房国際部貿易関税チームの長野課長補佐でございます。
- 長野課長補佐 長野でございます。どうぞよろしく申し上げます。
- 川合知的財産課長 生産局技術普及課、大石課長補佐でございます。
- 大石課長補佐 大石です。よろしくお願いたします。
- 川合知的財産課長 同じく生産局知的財産課、山本課長補佐です。
- 山本課長補佐 山本です。よろしくお願いたします。
- 川合知的財産課長 生産局畜産振興課、吉ざわ課長補佐でございます。
- 吉ざわ課長補佐 吉ざわです。よろしくお願いたします。
- 川合知的財産課長 農村振興局都市農村交流課、増田課長補佐でございます。
- 増田課長補佐 増田です。よろしく申し上げます。
- 川合知的財産課長 農林水産技術会議事務局研究推進課の白井課長補佐は若干遅れているようでございます。後ほどご紹介をいたしたいと思います。
林野庁経営課特用林産対策室の富岡課長補佐です。
- 富岡課長補佐 富岡でございます。よろしくお願いたします。
- 川合知的財産課長 林野庁研究保全課の林係長です。
- 林係長 林です。よろしく申し上げます。
- 川合知的財産課長 林野庁研究保全課の大塚係長でございます。
- 大塚係長 大塚です。よろしくお願いたします。
- 川合知的財産課長 水産庁研究指導課の山田研究管理官でございます。
- 山田管理官 山田です。よろしくお願いたします。
- 川合知的財産課長 以上が本日の出席メンバーでございます。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、お手元の配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、ただいま紹介いたしました出席者の座席表がございまして、その次に今日ご出席の有識者の先生方の7名の一覧表がございまして、その次に本日の式次第、1枚紙がついておりまして、その後、資料1から資料5までございます。

まず資料1でございしますが、新たな農林水産省知的財産戦略（案）の概要、それから資料2といたしまして、新たな農林水産省知的財産戦略（案）ということで本文でございまして、それから資料3といたしまして、新たな農林水産省知的財産戦略（案）の新規・主要事項という1枚紙でございまして、それから、資料4といたしまして、A4横書きになっておりますけれども、新たな農林水産省知的財産戦略（案）参考資料

ということで、これは今日お配りしました資料2の本文について、特に平成22年度予算においてどういったことをやるのかということも含めまして、少し詳しく、なおかつ、絵とかカラーとかで少しわかりやすく解説をしてみましたのでございます。それから最後に資料5ということで、これまで12月4日の有識者の意見を聴く会でちょうどいいいたしましたご意見の概要と、またその際にご出席になれなかった各有識者の方々から後日伺った意見の概要についてまとめましたものが、資料5として配付をさせていただきます。

資料は以上でございますが、過不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

議事：新たな農林水産省知的財産戦略（案）について

○川合知的財産課長 それでは、議事を進めさせていただきたいと存じます。

まず初めに、事務局より資料1及び資料2に基づきまして、新たな知的財産戦略（案）につきまして、知的財産課山本補佐よりご説明を申し上げます。

○山本課長補佐 山本でございます。失礼ながら、着席してご説明させていただきます。

まずお手元の資料1、案の概要がございます。資料2として本文がございます。まずお手元の資料1で全体的な構成のご説明をさせていただきます。

、基本的な考え方ということでございまして、こちらのほうで背景的なものととか、そういったことを書いてございます。今回の実施期間でございますけれども、概要のIの最後の1行ですけれども、平成26年度までの5年間を実施期間とする新たな知的財産戦略を策定するというところでございます。

、対応方策ということで、施策の対応の方向が記されてございます。全体の構成ですけれども、数字で1、2、3とございます。1、知的財産の創造・活用、まためくっていただきまして、2ページ目の下のほうですけれども、2、知的財産の保護強化、次のページ3の普及啓発・人材育成ということで、基本的な構成は前回の戦略と同様でございます。本文に目次はございませんので、ここでざっと項目をご紹介しますと、(1)の知的財産の創造・活用では、まず研究開発分野の関係、(2)で現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用、(3)で地域ブランドの関係、(4)で食文化の創造・活用、(5)は海外における日本ブランド展開、(6)は景観・伝統文化等の地域資源の再発見・活用、(7)では種苗の安定供給体制ということでございます。

2、知的財産の保護強化では、(1)としまして、植物新品種の保護強化、こちらのほうは中身が審査の迅速化と権利侵害の強化という権利者の関係の部分と、東アジア植物品種保護フォーラム・品種保護制度の国際標準化の推進という、海外の対応の部分という2つに分かれております。(2)ですけれども、海外での商標権侵害対策、(3)家畜の遺伝資源の保護対策、3の普及啓発・人材育成ですけれども、こちらのほうは知的財産相談のワンストップ化、(2)で現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上、(3)で農林水産関係試験研究機関への普及啓発という構成になってご

ざいます。

引き続き、本文のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、基本的考え方ですけれども、(1)とありまして、戦略の策定経緯ということで、ちょっと飛ばしますけれども、平成19年3月に前回の戦略を策定しておりますけれども、平成21年度までを念頭に置いたものであることから、今後の戦略を策定するということが必要となっております。ちょっとその下、「このため」以下ですけれども、若干早いのですけれども、外部の有識者の意見も聴きながら、検討を進めて新たな戦略を策定したと。こちらのほうは案でございますので、今、まさにご意見をお伺いしているところでございますが、こういうふうにかかせていただいております。

最後の段落ですけれども、本戦略は中期的な施策の方向性を示すものであるが、その実施に当たっては、事業の効果的な実施を図るため、より政策効果の高い手法をもって重点的に施策を推進することが重要であるということでございます。こちらは戦略自体は5年間の、非常に全体的、総合的なものになって方向性を示してございますが、個々の施策の実施に当たっては、政策効果の高い手法をもって重点的に推進するといったことでございます。

(2) 知的財産活用の必要性ということでございます。現在の経済社会では、知的創造活動によって生み出される価値ある情報である知的財産が非常に重要となっているということでございます。農林水産業においても生産・加工段階における部分としては、植物の新品種、育成者権ですとか、技術開発の成果、特許等の活用ですとか、販売段階におけるデザインとかネーミングに関する意匠権、商標権といったものですとか、さらにはその権利という形にはなりませんけれども、現場の技術、ノウハウ、地域ブランド、食文化といった無形の情報価値といった、こういった知的財産によりまして付加価値が高められている。我が国の農林水産業は海外に比べてコスト高ですけれども、これらの知的財産の面においては競争力があまして、知的財産を活用した付加価値の競争によって地域に利益をもたらしていくことが必要であるということでございます。

さらに、農林水産業の担い手の高齢化が一層進展している中で、現場の高い生産技術・ノウハウを守り、承継していくことにより、高い技術に誇りを持った強力な農林水産業の担い手を育てる必要がある。そのような担い手が意識的に知的財産の活用を図ることによって、国内外の消費者ニーズに応じた付加価値の高い農林水産物・食品の生産・販売が実現するということでございます。

また、農山漁村の6次産業化といったことが今課題になっておりますので、そういったことを進めていくということで、農林水産省におきましても資源産業局を新設いたしまして、また、大臣官房に技術・環境政策部を設置して、推進体制を整備するということとしております。このような中で農山漁村の6次産業化を実現し、将来にわたって農山漁村地域の利益を確保していく手段としても、知的財産の創造・活用の取組がますます重要とされるところでございます。このため、研究開発分野の創造力強化と成果の活用云々、こちら辺は先ほどご紹介しました項目を簡単にまとめた部分でございますが、といった取組によりまして、国際的な競争力強化と地域活性化につなげていくことをこの戦略の目的とするということでございます。

次に、この実施期間につきましては、概要でご説明申し上げたとおりで5年間というところでございます。こちらは食料・農業・農村基本計画との整合性ということでございます。

Ⅱの対応方策に入りますけれども、1、知的財産の創造・活用ということでございます。こちら、基本的には項目ごとに背景、意識のようなものを書きまして、その後、施策の方向を書いております。

最初に（1）研究・技術分野の創造力強化と成果の活用ということでございます。まず、農林水産物、そういったものの遺伝資源の研究ですとか、あるいは農山漁村にございますバイオマス等々の資源、まさに農林水産物やその他農山漁村の資源を活用して、農林水産業・農山漁村に利益を還元する地域ビジネスや新産業を創出し、農山漁村の6次産業化を推進していくということ。そのために研究開発の推進に当たりましては、研究テーマの設定段階から、先行特許の調査等により、その研究の必要性、重要性、投入される研究資源の妥当性、経済効果について、十分に見極めることが必要である。また、研究成果の適切な権利化及び特許等の実施許諾の方針についても検討を行いつつ、研究成果を確実に産業化・事業化につなげていくための一貫した支援を効果的に実施していくことが必要であるということでございます。その際には、おいしさ、新鮮さ、色・形・香りといった感性に訴える特質等、消費者や実需者の農産物・食品に対する高度なニーズに対応していくことも必要である。

なお、研究開発に必要な海外の遺伝資源の確保に資する観点から、生物多様性条約における遺伝資源へのアクセスと利益配分における国際枠組みの議論については、遺伝資源へのアクセスを円滑にするとともに、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に資するような枠組みの構築を目指すということでございます。

この施策の方向ですけれども、まず、アとして、遺伝子解明・特許の取得と新品種育成等の促進ということで、そのうち、（ア）がゲノム情報を活用した新品種育成の促進でございます。ゲノム研究である有用遺伝子の解明・特許の取得や、効率的な育種技術等を活用し、新しい付加価値のある生産品の開発を進め、取得した特許や育成者権の戦略的活用を図るということでございます。また、個々に具体的なものとしまして、「イネ」についてはこれまでの全塩基配列の解読等の成果をもちまして、世界的に重要性が高まると予想される食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する品種の開発に活用していく。また、畜産、昆虫分野では、有用遺伝子の解明や産業利用を進めて、いろいろな経済形質に優れたブタの開発ですとか、カイコによる有用物質の生産の高度化等に活用する。スギにつきましては、雄性不稔遺伝子の解明等によりまして、無花粉スギなどの開発に活用していくということでございます。

（イ）は、和牛の遺伝子特許取得と育種改良の促進ということでございます。和牛の遺伝資源につきまして、ちょっと飛ばしますけれども、家畜改良センター、試験研究機関、畜産関係団体との連携より有用遺伝子を解明し、特許取得を促進するとともに、知的財産情報の集約化を図り、育種改良の推進等その戦略的活用を推進するというところでございます。

次に、イに変わります。出口を見据えた戦略的研究開発の推進でございます。まず、研究技術開発ツールの戦略的な投入ということでございますけれども、研究開発

の成果を確実に普及・実用化につなげていくために、主要な技術分野ごとに技術動向、市場動向を把握するとともに、重要度が高いと考えられる技術の絞り込み等を行うことが重要である。このため、国自ら出口を見据えた工程表（技術ロードマップ）を作成し、基礎研究、応用研究、実用化研究、普及・事業化の各段階に応じた国の研究開発資源（ヒト＝人材、モノ＝知的財産・研究成果、カネ＝研究資金）、この3つにつきましてこれらを機動的かつ一体的に運用する体制を整備するというところでございます。

続きまして、（イ）でございますけれども、研究開発から普及・産業化までの一貫した支援ということでございます。産業振興や新産業の創出を効果的に推進するために、研究開発から産業化までを一体的に管理・運営する技術経営の考え方を踏まえ、技術動向、市場ニーズ等を把握しながら、研究開発の成果の迅速かつ円滑な普及・産業化を図る仕組み（いわゆる「産学官連携のバドンゾーン」）の充実・強化を図る必要があるということでございまして、異分野ですとか、産学官の連携を促進するためのコーディネーターの全国配置ですとか、企業等による技術開発から改良・実証までの取組に対する切れ目のない研究資金の提供ですとか、技術交流展示会の開催等により、知的財産・研究成果の移転促進、現場に精通した普及指導員とコーディネーターやマーケティング専門家の連携の促進といったようなことを進めてまいりたいということでございます。

（ウ）農林水産知的財産ネットワークの充実でございます。農林水産知的財産ネットワークにつきましては、平成19年に前回の戦略に基づいて構築しているところでございますので、こういったものでシンポジウム等による人的なネットワークの構築ですとか、あるいは「aff-chizaiサーチ」と呼んでおりますけれども、品種情報と特許情報を一元的に検索できる検索システムの充実等を進めてまいりたいということでございます。

ウの農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスや新産業の創出というところでございます。（ア）新産業の創出でございますけれども、農林水産業・農山漁村には、農林水産物や自然エネルギー・バイオマス等の資源が豊富に存在してございます。これらの潜在力を最大限に活用し、革新的な技術を核に素材・医薬品、エネルギー産業等の異分野を巻き込んだイノベーションを起こし、新産業を創出する「緑と水の環境技術革命」を実現するといったことを考えておりまして、このために有望な研究成果の産業化及びそれに伴う民間投資リスクの軽減が必要である。

このため、技術開発と併せ、新産業の創出に向けた事業化の可能性の調査ですとか、実証試験、産学連携の強化、人材の活用・育成等を総合的に推進してまいります。また、加工事業、販売事業へ進出する農林漁業者の取組や、加工適性が高いなどの特長を有する新品種の育成、農林水産物に含まれる機能成分を抽出して活用する技術など、農林漁業の6次産業化の取組に資する研究開発を支援する制度の創設を行います。

さらに、公的研究機関の開発した新品種・新技術に加えて、民間企業における研究成果や地域特産物などの機能性を生かした新商品の提案や原料となる農産物の安定供給体制の確立などにより、新食品・新素材の事業化を推進するというところでございます。

次に、（イ）のバイオマス利用促進でございます。バイオ燃料につきましては、この最初の2行で、バイオ燃料の生産拡大のための原料の調達から燃料の供給まで一体となった取組の支援というものを行ってまいります。さらに、次の段落ですけれども、その次の段階といたしまして、第2世代バイオ燃料という言葉が、この段落の最後の2行に入っておりますけれども、食料供給と両立する、非食用植物や非可食部、例えば稲わらですとか、あるいはソフトセルロースや木質バイオマスを原料といたします第2世代のバイオ燃料の利活用技術の確立ですとか、低コストな生産技術ですとか、新たな燃料になる原料の利用可能性の調査といったことを行うということでございます。

次に、（ウ）米の新規需要への対応でございますけれども、米の飼料や米粉等の新用途への利用につきましては、平成21年に「米国の新用途への利用の促進に関する法律」が施行されてございますので、これらに基づきまして、製粉・製パン等の新たな加工技術をもとにした新商品の開発や、新品種の開発等を推進する。さらに、研究開発の関係では飼料用米の需要拡大のための超多収米の育成と低コスト生産技術、飼料用米を中心とする自給飼料を用いた国産農産物の高付加価値化技術の開発ですとか、また、米粉利用を加速化するための加工適性に優れた多収品種の選定、米粉の品質評価技術の開発などを実施するというところでございます。

（2）に変わりますけれども、農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の促進という項目でございます。農林水産業の現場では、農林漁業者の努力により、多くの技術やノウハウが生み出されていますけれども、そのような技術が地域社会の中で共有化され、維持されてきたところですが、生産現場が高齢化し、今後、技術・ノウハウを有する者のリタイアが急速に進むことが見込まれる中、良質な技術を維持し、承継するための方策を考える必要が生じております。その際、技術・ノウハウを知的財産と捉え、一般農家にも利用できるよう客観化、明確化した上で得られた知的財産の活用方策も検討する必要があるということでございます。

アの篤農家の持つ技術やノウハウを承継するシステムの開発等でございますけれども、今、言ったような篤農家の有する技術・ノウハウといったもの、ここの（暗黙知）とありますけれども、明確化された形で存在しておりませんその技術やノウハウにつきましては、その円滑な承継を図るといった観点から、篤農家の技術やノウハウをデータ化して蓄積し、データマイニング手法を用いて分析することにより、農業者の目指す方向に沿ったアドバイスをコンピュータが適時に行い、農業者の意思決定を支援する「アグリインフォマティクス」、AIというシステムを開発し、世界の例のない農業の姿を目指す。あわせて、AIシステムが生み出す知的財産の管理手法についての検討や、農業関連のデータフォーマットの国際標準化等によるデータの相互利用の推進の検討、知的財産権を取得した現場技術・ノウハウの流通手法についての検討を行うということでございます。

また、イの特色ある現場創造型技術の普及促進ということでございます。普及組織と関係機関が連携して、篤農家の持つ特色ある技術の若手農家への承継や、効果的な活用を促進するため、篤農家の持つ技術の実証・改良など農業者の主体的な取組を支援する。また、農業現場において優れた技術を生み出し、実践してきた篤農家を「農

業技術の匠」として選定し、その技術の普及促進を図るということでございます。

次に、（３）地域ブランドの発掘・創造支援という項目でございます。生産コスト面での競争力に制約がある我が国農林水産業にとって、グローバルな競争の中で地域の農林水産業の維持発展を図っていくためには、ブランド価値の高い産品を消費者に提供していく必要がございます。地域ブランド化は、農林水産物の生産だけではなく、消費者に届くまでの加工、流通、あるいはマーケティングなどの各段階において多様な主体と連携・協働し、継続的な取組を通じて消費者の信頼を勝ち得て初めて成立するものでございます。基本的には地域の自主的な取組が必要でございますけれども、農林水産省としても引き続き、このような取組を促していくことが必要であるということでございます。

地域ブランド化の取組に対する支援でございますけれども、農林水産物や食品の地域ブランド化を目指す地域の取組に対し、事業活動への助言や指導を行うための専門家の派遣、市場調査・分析、販売戦略、品質管理などの専門家の派遣や紹介、招へい等について支援を行う。その際、地域における組織体制の整備、販路の開拓、マーケティングの取組強化、品質ブランド管理の徹底等、地域の課題に応じたきめ細かい対応を行うということでございます。また、イでは、農林水産省のホームページにおける地域ブランド関係の情報の発信にも取り組んでまいります。

次に、ウですけれども、今後の展開方向ということでございますが、今言ったアにつきましても、前回の戦略から引き続き取り組んできていることでございますけれども、こういったものとかが、先進取組地域における農林水産物、食品ブランド化支援事業の実施状況を踏まえ、平成22年度中に地域ブランド化の実践的な課題とその対応方策をガイドラインとしてとりまとめ、その普及を図るとともに、新たな地域ブランド化支援の方策について検討するというところでございます。

エ、地理的表示制度の検討でございます。農林水産物・食品のブランド化推進の一環として、地理的表示、こちらにつきましてはある一定の決められた産地で生産されて、一定の指定されたものですね。産品につきましてもその生産方法ですとか、生産期間などを適切に管理すると、そういう条件を満たすものにつきましても、ある特定の地理的な地域の地名を含みます表示を付与するといったようなことでございますけれども、そういった地理的表示を支える仕組みについて、WTOにおける議論の進捗状況を見極めながら、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討するというところでございます。

（４）食文化の活用・創造支援でございます。料理は、食材に創意工夫をこらし、価値を高めて提供するという、まさに知的財産の特徴を備えております。他方、地域の農林水産物を核とした料理を活用して、知的財産の保護に配慮しつつ、これを消費者や観光客に広く普及することは農林水産業にとどまらず、地域経済全体の活性化に資するものであります。このため、地域の食材を核とした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館等の関係者が連携して、全国的なPRや観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組を支援するというところでございます。また、技術・技能が卓越し、日本産食材の利用拡大や地産地消など農林水産施策に貢献してきた料理人に対する新

たな顕彰制度を創設するものでございます。

(5)にまいります。海外における日本ブランド展開ということでございます。世界的な日本食ブームですとか、アジア諸国等での有望なマーケットが広がっておりますので、我が国の農林水産物・食品輸出の拡大といった観点から輸出促進ということを進めておるところでございます。このため海外に日本食・日本食材の魅力を十分に伝えることや我が国の高品質な農林水産物・食品の認知を高めていくことにより、我が国の農林水産物・食品の輸出促進を図るということでございます。

具体的には、在外公館等を活用した日本食・日本食材と日本食文化の普及や、海外の国際見本市のジャパンパビリオンの設置と海外高級百貨店等における販売拠点の設置により、海外需要者においしさを品質の高さを訴求するといったこととすとか、これは前回からの継続ですけれども、和牛、日本産果実の統一マークによるアピールですとか、さらに海外外食事業者に向けた日本食材の利用拡大の取組といったことに取り組んでまいりたいということでございます。

(6) 景観、伝統文化等の地域資源の再発見・活用でございます。農山漁村にある景観、伝統文化等の地域資源を財産としてとらえ、農林水産業や地域活動とうまく組み合わせること等により、地域の活性化につないでいくことが重要である。これまで地域資源、農山漁村の魅力・可能性について、国民等に関心を持ってもらうために、景観のリスト化ですとか、疏水百選、郷土料理百選などの実施を行ってまいったところでございますけれども、今後はこれまでの成果を生かしながら、都市農村交流に向けた取組の支援を図ってまいりたいということでございまして、アではグリーンツーリズムの更なる展開ということでございまして、高齢者ですとか、農山漁村への志向の高い若者や外国人など、十分に開拓されていない者をターゲットとした新たな交流需要の創出ということとすとか、あるいはイ、地域資源を活用したビジネス創出の促進ということでございまして、そういったことに向けた人材の育成確保といったこと、ウ、教育の場としての農山漁村の活用ということで、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進といったようなことでございます。

(7) 種苗の安定供給体制の確立でございます。優良な種苗について、知的財産の保護を適切に図りつつ、その安定供給を図ることは、農林業分野における知的財産施策の根幹でございます。稲、麦、大豆、バレイショ、サトウキビ、あるいは果樹といったものは公的な機関の関係で、国内で増殖等進めておりますものにつきましては、引き続きそういった体制で安定供給を推進する。野菜の種子につきましては、これまで海外での採種等が行われているといったような状況がありますので、そういったことを踏まえながら、国内外における採種基盤の強化、温暖化への対応やニーズに即した新品種の開発、遺伝資源の確保・活用等についての検討を行い、東アジア地域への種苗生産の拡大の可能性も視野に入れ、野菜種苗の安定供給に向けた取組を推進する。

また、林木につきましては独立行政法人森林総合研究所が中心となり、都道府県等と連携のもとに、優良種苗の確保・普及を進めてきたところでありますので、今後もそういった体制で優良種苗保護に取り組むとともに、林木のDNA情報の整備も含めた遺伝資源の収集・保存についての取組を推進するということとすとか、あるいは地域の自然条件に即した郷土樹種生産の促進や新たな生産技術の導入など、優良な種苗

の安定供給に向けた取組を推進するというところでございます。

2の知的財産の保護強化でございますけれども、(1)植物新品種の保護強化でございます。植物新品種につきましては、品種登録の申請者が権利を取得しやすくなるよう審査の迅速化を図ることにより、権利取得を促進するとともに、その権利保護を強化して、権利者の正当な利益を守ることによりまして、新品種の開発の促進と国内農業・種苗産業の発展に資するというものであります。特に、農産物、種苗について東アジア等の海外への輸出や直接投資を促進するに当たっては、相手国の品種保護制度のレベルアップや審査協力を推進することが重要であり、こうした取組を強化する必要があるということでございます。

アの審査の国際標準化・迅速化という項目でございますけれども、国際競争力のある優良な植物新品種の開発を促進するため、育成者が国内外において育成者権を取得しやすい環境を整備するという観点から、まず、我が国の植物新品種登録制度における審査基準を植物新品種保護国際同盟、略称でUPOVと呼んでおりますけれども、UPOVが定める審査基準に準拠して逐次改正することによって、基準の国際化を図ります。また、我が国における品種登録審査の質を維持しつつ、その迅速化を図るために海外の審査当局とのデータの相互利用の積極的推進や、審査体制の充実を図りまして、これらの取組により、現在2.6年となっている平均審査期間を平成26年度に2.3年に短縮することを目標といたします。

イ、権利侵害対策の強化でございますけれども、権利侵害対策業務の充実支援ということで、独立行政法人種苗管理センターにおきまして、品種保護Gメンと呼んでおります、育成者からの求めに応じ権利侵害に関する相談、支援ということを行ってございますけれども、この体制整備や育成者からの求めに応じたDNA分析による品種識別の実施ですとか、外部機関との連携、東アジア植物品種保護フォーラムの活動を通じた国内外での侵害調査活動の向上を図ってまいるということでございます。

次は(イ)、裁判外での迅速な紛争解決の促進でございますけれども、日本知的財産仲裁センター等の裁判外の紛争処理機関の活用等を図るということでございます。

(ウ)DNA品種識別技術の開発でございます。海外への輸出を図る農産物や、海外からの逆輸入が懸念される農産物について、育成者権の侵害が疑われる事案が生じた場合に、権利者が海外での権利侵害の事実を確認することや、適切かつ迅速な水際対策を講ずることができるようにしておく必要がございます。このため、品種をDNAレベルで識別する技術を開発して、権利保護を支援する。また開発されたDNA識別技術について、税関における水際差止め等に利用可能となるよう開発技術の妥当性確認及びマニュアル化を支援する。独立行政法人種苗管理センターにおきまして、新たに出願された品種等の植物体の保存を進めて、侵害事案に対して適切に対処できる体制の整備を進める。

(エ)水際取締制度の活用促進でございますけれども、税関におきまして、育成者権侵害品種の輸出入を差し止めることができる水際取締制度の育成者権者等に対する周知を図り、活用を促すとともに、輸出・輸入業者に対しても啓発活動に努めるということでございます。

ウ、東アジア植物品種保護フォーラムの積極的な推進ということでございます。先

に、新成長戦略というのが、注3でございますけれども、「新成長戦略」の「アジア経済戦略」におきまして、「まず、日本企業が活躍するフィールドであるアジア地域において、あらゆる経済活動の障害を取り除くことが必要である。このため、より積極的に貿易・投資を自由化・円滑化し、また知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す。」といったことが、昨年末の政府の新成長戦略の基本方針ということで、決められてございます。こういったことも踏まえながら、東アジア地域におきます、花きなどの輸出の障害となる品種保護の未整備な体制につきまして、東アジアフォーラムの活動の強化によりまして、東アジア地域の品種保護のレベルアップを図り、品種保護制度についての国際的スタンダードが定められているUPOV条約の加盟の増加につなげていくということでございます。

エの品種保護制度運用の国際標準化推進でございますけれども、我が国の種苗産業の積極的な海外展開を支援するため、品種保護制度未整備の国、UPOV91年条約を締結していない国に対し、引き続き、二国間協議、官民合同ミッションの派遣、EPA交渉、UPOV条約主催のセミナー等あらゆる機会を利用して、制度の整備・拡充及びUPOV91年条約の締結を働きかけるということでございます。

UPOV91年条約につきましては、下の注4でございますけれども、UPOVの条約におきましては、91年条約と78年条約といったものが並存しておりまして、古いほうでは植物品種の対象保護数の植物は限られてございますけれども、91年条約ではすべての植物を保護対象とするなど、権利の保護水準が高くなってございますので、この91年条約への東アジア地域の国々の加盟を促進していくということでございます。また、国際標準であるUPOV条約事務局が定める審査基準の新設・改定に当たっては、我が国の審査基準が反映されるよう働きかけるとともに、逐次、UPOV条約事務局の定める審査基準に準拠して、我が国の審査基準の改正を行う。さらに、我が国で開発された新品種の海外での審査の迅速を図るため、EU及びアジア、アセアニア諸国との間で、審査データの相互利用の取組を進めるということでございます。

(2) 海外の商標権等侵害対策でございます。「青森」といった地名ですとか、あるいは「越光」といった品種名が中国等で商標出願や登録がされた問題につきまして、平成21年に「農林水産知的財産保護コンソーシアム」が設立されまして、こういったものの監視をする体制を整えたところでございますので、同コンソーシアムにおきまして、会員の要望に対応した商標監視、地方相談会、海外現地調査の充実を図り、活動を発展させるということですので、あるいはそういった問題につきまして経産省ですとか、JETRO等の関係機関とも連携しつつ、関係する国、地域に対して制度・運用の改善の働きかけを行っていくということでございます。さらに海外展開をする我が国食品産業事業者に対しましては、「食品産業の意図せざる技術流失の手引き」の普及や、現地における商標権等の侵害に対する相談対応、海外での食品の模倣品対策についての情報交換を行う取組を支援するというところでございます。

次に、家畜の遺伝資源の保護対策でございますけれども、家畜の和牛の精液などが平成9年から10年の間に輸出されて、外国に渡ったということがございますので、こういった事態を踏まえて、まず和牛の精液の流通管理の徹底といったことで、バーコードやICチップを用いた管理システムの構築といったことですので、あるいは、イ、

「和牛」の表示の厳格な運用ということでございますけれども、和牛につきまして、海外において和牛の遺伝資源を利用した交雑種が生産、輸入されている事例があり、これらの牛肉が「和牛」と表示されて流通すると消費者に誤認を与えるおそれがあることから、「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」というものを定めておりますので、この普及によりまして、消費者にわかりやすい表示を行うよう自主的な取組を促すということでございます。

最後の3、普及啓発・人材育成ということでございます。農林水産分野の知的財産対策としては、まず、技術や工夫などの無形の価値を「知的財産」と認識し、それを適切に扱い、承継・活用していくことが必要であります。このため、農林水産分野における人材育成を積極的に進める観点から、知的財産戦略そのものを含めて、知的財産に関する知識を農林漁業・食品産業関係者に普及するとともに、知識を実践して事業化につなげるため、外部の多様な人材との連携・協働が必要であるということでございます。

最初に、知的財産相談のワンストップ化ということでございますけれども、今、言ったようなことを踏まえまして、まず、地方農政局におきまして、農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、知的財産についての総合的な相談ができる窓口といったものを設置するとともに、また、普及指導員等が現場の農業者等に適切な相談対応が行えるように、普及指導員等の知的財産に関する知識の向上を図るための研修や情報提供を行うものでございます。

(2) 現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上でございますけれども、まず、多様な人材との連携・協働ということにつきましては、外部の多様な人材との連携・協働を図るために農業者自らそういったつながりを求めていくことが重要でございますけれども、農林水産省・地方農政局においても、農林漁業者や食品産業事業者のニーズに応じた専門家の発掘・紹介などを行うことにより、これらの者の取組を支援するというものでございます。

イ、技術・ノウハウの伝承でございます。こちらは、若干再掲のようになりますけれども、先ほどのAI農業システムですとか、あるいは篤農家のノウハウの承継に普及組織が取り組むといったことによって、高い技術・ノウハウの維持・活用を図るということでございます。

ウ、知的財産意識の向上でございます。これにつきましては、現場の農林漁業者や食品産業事業者の取組の向上を図るために、地方農政局が関係機関・団体と連携しつつ、現場の知的財産意識を向上させるためのセミナー等をニーズに応じて実施するということ。

エ、普及組織を通じた知的財産に関する知識の普及・啓発でございます。農林水産業の普及組織が市町村、関係農業団体等と適切に連携して、現場の生産者に対して普及指導活動の一環として知的財産に関する知識の普及・啓発に取り組むことができるよう、普及指導員の知識の向上を図るための研修や情報提供を行うものでございます。

農林水産試験研究機関への普及啓発でございます。農林水産試験研究機関の研究者等に対しまして、研究段階から知的財産についての意識を高め、成果の活用を意識した研究開発を推進するために、知的財産に関するセミナー等の実施を通じ、知的財産

に関する知識や考え方を一層普及するとか、実践的なスキル向上を図るといったこと
でございます。

本文の説明は以上でございます。

○川合知的財産課長 事務局からの説明は以上でございます。

これから、意見交換に入りたいと存じますが、その前に農林水産技術会議事務局研
究推進課、白井課長補佐が到着いたしましたので、ご紹介をいたします。

○白井課長補佐 すみません。技術会議事務局研究推進課の白井と申します。よろし
くお願いします。

○川合知的財産課長 それでは、意見交換につきましては、項目を少し、今お聞きい
ただきましたように、ちょっと大部でございますので、項目を切りまして、それぞ
れの項目につきまして順次ご意見をちょうだいをするという形で進めさせていただ
きたいと思っております。

まず、資料2のI、基本的な考え方と、これが1ページから2ページの後ろのほう
から少し前ぐらいのところにかけて記載がございます。この点につきまして、ご意見
がございましたらちょうだいをいたしたいと思っております。

なお、発言に当たりましては、お手元のマイク、この緑のボタンをお押しいただ
くとマイクのスイッチが入ります。また、ご発言が終了しましたら、このボタンをもう
一度押して、スイッチを切っていただきたいというふうに思います。

なお、今の事務局の説明では触れませんが、資料5に配付してございます、今
これまでにちょうだいたした意見につきましては、事務局のほうで可能な限り、今
の資料2の本文のほうに盛り込ませていただいたということでございますので、ちょ
っと補足をさせていただきます。

それでは、I、1ページ、2ページにつきまして、ご意見がございましたらよろし
くお願いいたします。

澁澤先生。

○澁澤氏 東京農工大学の澁澤です。

言葉遣いなのかと思うんですが、農山漁村の6次産業化ということについて質問し
たいと思っております。2ページ目の2つ目ぐらいのパラグラフに、農山漁村の6次産業化
の表現があり、5ページの下から3行目には、農林漁業の6次産業化という表現があ
ります。この意味の違いはどうなっているのか。

それと、農山漁村という行政区は我が国にどのくらいの比率であるのか。都市農業
は生産高でも我が国農業の3割、4割を占めておりますが、この農山漁村の中に都市
農業が含まれるのか。3つを確認の意味で質問させていただきますが、よろしいでし
ょうか。

○川合知的財産課長 そうしましたら、私のほうから全部お答えをさせていただ
きたいと思っております。

まず、農山漁村の6次産業化。これは政権与党の民主党のマニフェスト公約で、
戸別所得保障と並ぶ大きな柱の一つということでございます。その中で、農山漁村の
6次産業化というふうに規定してございます。これは農林漁業者が1次産業たる生産
だけをやるのではなくて、加工や販売に進出をしていく。さらに2次産業、3次産業

といった人も1次産業にお入りになるということ。さらに、農山漁村に賦存する資源、例えば農業用水の水を使った小水力発電をすとか、あるいは、太陽光を使って太陽光発電をすとか、そういったいろんな意味で農山漁村にある資源を、みんなで使って、農山漁村の活性化を図っていこうと。こういった非常に幅広い概念が盛り込まれたものでございます。そういった意味で、農山漁村の6次産業化というのは非常に広い意味での農山漁村の、いわゆる農林漁業者もあり、農林漁業者以外の方もありません、それぞれが農山漁村に賦存する資源を使って、より高い所得、それから高い価値というものを追求して、農山漁村の活性化を図っていこうじゃないかというものでございます。

これに対しまして、農林漁業の6次産業化、これは、今申し上げました中でも、特に農林漁業者が生産だけでなく、加工や販売に進出していくという、その部分をとらえた場合に農林漁業の6次産業化、こういった言い方を使い分けとしたいしているところがございます。

なお、農山漁村の範囲でございますが、これは非常に定義が難しい概念でございます、いろんな法律でも農山漁村とはこういう区域ですということを定義したものは、現在ございません。そういった意味で、いわゆる農山漁村の範囲がどこまでかということを確認に線引きをするということではなくて、この6次産業化対策のいわゆる、今申し上げました意味で、農林漁業者、それからおよそ農山漁村として一般的に観念されるようなところの農林業者以外の方も含めて、そこに賦存する資源を総合的に使って活性化を図ろうという取組のこと全般を指しております。これから既に22年度予算につきましては、6次産業化対策予算というものができ上がっておりますし、次期通常国会に向けまして、6次産業化に向けた法案を提出すべく、現在検討を進めておるところでございます。

以上です。

○澁澤氏 ありがとうございます。

都市農業も含めるという理解でよろしいんですね。今の説明ですと、農山漁村ということはよくわかります。線引きをする必要はないんですが、都市的な地域でも農業生産をやっている人たちはおりますので、こういうような非常に競争力のあるところには関係ありませんというふうにはならないと思います。言葉のあやと言われればそうなんですが、ちょっとそのあたりは気をつけて、都市農業も励ますような言葉遣いをよろしくお願いします。

○川合知的財産課長 あとございますでしょうか。I、1ページ、2ページのところでございますけれども。

加々美様。

○加々美氏 本当に簡単な質問なのですが、先ほどの説明の中でも具体的なところですと、例えばバイオマスのところや、このほかの部分でも具体的な数値目標が出ていたと思うのですが、このほかにも、品種登録の審査に要する期間を2.6年から2.3年にすといったゴールが出ていたと思うのですが、この他の方策、例えば地域ブランドとか、米粉を使ってとかというアイデアなど、いろいろ出ておりますが、いずれの各戦略に対しても、数値目標なり何なり具体的な達成目標は設定されているので

しょうか。個別には、いろいろな目標があるのだと思うのですが、例えば地域ブランドは、現状何件あるから、これを何件にすることで、農業所得を幾らに上げるといったような、この知財戦略における達成ゴールというのは、個別に具体的な何かを持たれているのでしょうか。

○川合知的財産課長 ご指摘の点、よくわかりますけれども、先ほどご説明させていただきましたように、農林水産分野の知的財産というものも、非常に多岐にわたっております。ゲノム等の技術革新的な話、それからブランド推進、あるいは今例示にありましたバイオマス、米粉の話、さらに農山漁村の景観とか伝統文化をどう利用していくかという話もございます。

さらに、攻めの部分だけでもこれだけ幅広くございまして、また、守りの部分、11ページ以降になりますけれども、権利侵害から日本の国産農林水産物なり、あるいは農林水産物だけではなくて、地名とか品種名といった名前を守るとか、こういった非常に多岐にわたる内容でございまして、これらを統一的にくくって、何らかの数値目標を立てて、じゃこれでこの知財戦略の目標にしようというもの、これ、数値目標があったほうがいいというのはよくご指摘としてわかるんですが、これらを包摂して、何らかの一つの目標ということを立てるのは、ちょっとなじまないのかなということ、この戦略全体の統一目標みたいなものは立てておりません。

ただ、その中でご指摘がございましたように、種苗登録の審査期間につきましては、5年後までに2.6年を2.3年にするとか、こういった個別の部分につきまして数値目標になじむ部分は数値目標を導入させていただいておると、こういう整理にしております。

あとよろしゅうございますでしょうか。

もしあれでしたら、また先に行って、また戻っていただいても結構ですので、次に、IIの2ページのずっと下のほうの対応方策。この中の1番、知的財産の創造・活用のうち、(1)の研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用。これが結構長く書いてございまして、ずっと6ページの一番下から6行目のところに(2)というのがございますけれども、ここに至るまで、2ページの下から3行目からずっと3ページ全体、4ページ、それから5ページ、それから6ページのほとんど。これが(1)の研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用という部分になります。この部分につきまして、質問、あるいはご意見等ございましたら、お願いをいたしたいと思っております。

いかがでございましょうか。

○澁澤氏 コーディネーターの件ですけど、4ページの一番下から5ページの上。

「異分野や産官学の連携による研究開発を促進するコーディネーターの全国配置」と、これは私も賛成なんです。こういうコーディネーターが現在ほとんどいないということが一方現実であるんですね。このまま放っておくと、にわかコーディネーターがたくさんあらわれて困るので、この事業の中でもちゃんとそのコーディネーターを、両方サイド見られるコーディネーターを養成するプロジェクトもございまして、コーディネーターの養成と全国配置とかいうような形で、人材の養成もここに読み取れるような表現を入れてもらえたらありがたいと思っております。

○川合知的財産課長 技術会議さん、いかがでしょうか。

○白井課長補佐 結構です。そのとおりですね。

○川合知的財産課長 であれば、その方向で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。このあたりは2ページから6ページぐらいまでのところはちょっと、いわゆる最先端研究みたいな関係のところでございますけれども。

奥山先生、よろしくお願いします。

○奥山氏 ここ、今ご指摘があったように、最先端の技術というくくりのところなんですけれども、知的財産というのは特許とかそういう技術とか、種苗法の法範囲とか、必ずしも個別、独立で存在しているものではなくて、それぞれ絡み合っていて、しかもその商標にしる、ブランドにしる、やはり大事な最終的な出口戦略まで至るところでは重要なものですので、余り限定的にとらえないで、あるものはすべて使ってうまく商品化、製品化、現実の利用までいくような、そういう仕組みというのをお考えいただけると非常によいのではないかというふうに思います。

以上です。

○川合知的財産課長 今の点について、技術会議のほうから何かお答えございますか。

○白井課長補佐 今のお尋ね、研究の成果が出てから、そういう商標とか知的財産権を考えるのではなくて、研究の当初からそういうことを考えるべきじゃないかというふうに理解したんですけれども、全く奥山先生がおっしゃるとおりでございまして、当初、研究をする前から研究の設計をする。そのときに例えばパテントマップをつくって、こういったところに穴があいている、あるいはこういったところが弱い、こういった知財を取っていくということを、最初に明確化して研究をやるということを、以前は余りやっていませんでしたけれども、最近はそのことをかなり意識してやっております。

特に、恐らく知財がたくさん取れるであろうその先端研究に関しては、研究の開始の前年に別の予算を使いまして、知材調査等をやっております。既にもう対応していますし、そういったこともこの戦略（案）の中で書かせていただいておりますので、基本的に今の奥山先生のご意見は取り入れている方向かと思えます。

○川合知的財産課長 補足しますと、今の具体的には3ページ目の上から6行目ぐらいから、「研究開発の推進に当たっては研究テーマの設定段階から、先行特許の調査等に」、「等」にほかにいろんな知的財産も含めているんですけど、「その研究の必要性、重要性、投入される研究資源の妥当性、経済効果について、十分に見極めることが必要であり、また研究成果の適切な権利化特許等の実施許諾の方針についても検討を行いつつ、研究成果を確実に産業化・事業化につなげていくための一貫した支援を効果的に実施していくことが必要」と、こういう表現ぶりが出ています。

○奥山氏 1点つけ加えることも可能かと思うのは、その商標とかブランドとか、そういうところも一番最後のところなんですけれども重要で、そこを考えながらやはり、研究開発は研究開発で独立して行われるんだとは思いますが、それを最終的に製品化する上ではやはり商標ブランドというのもあって、それも早い段階から考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

それぞれブランドはブランド、特許は特許、種苗法は種苗法というふうに縦割りに

なりがちなので、それを横断的に考えられるシステムなのか、人なのか、難しいところなんですけれども、やはり必要なのではないかというふうに考えています。

○川合知的財産課長 あとご意見は特にございますでしょうか。

では、時間の関係もございますので、また、戻っていただいても結構ということで、先に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、6ページ目、下から5行目の(2)農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の促進というところでございます。これは次の7ページ目の下の方に(3)とございますが、その前のところまでの関係でございます。

ここは7ページの欄外にもございますが、データマイニング手法という手法を活用いたしまして、篤農家の技術というもの、これをデータ化をする、データ化することによって、いわゆる一般の農家さんだとか、あるいは新規就農者ですとか、そういった方にもいわゆる篤農家が持つ技術、将棋でいうところの次の一手ですけれども、こういったものができるかどうかということ。それからあと、イのほうにありますいわゆる匠の技の技術の伝承といったことが中心に記載してございます。

このあたりにつきまして何かございましたらちょうだいをいたしたいと思いますが、坂井委員、お願いします。

○坂井氏 後継者の育成というと伝承の問題だと思うんですけども、こういう技術の伝承はいいと思います。だけど、それに入るまでの周りの環境。土地とか、漁業者にすれば、それにかかわる漁船とか、いろんな資材関係、周りの環境の整備が必要だと思います。それがないと幾ら伝承する技術があっても後継者は出てこない。後が続かないと思うんですけども、そういう側面の問題というのを、これに合わせて考えているのか、あるのかどうか。その辺をお聞きしたいんですが。

澁澤氏 担い手養成の戦略があるのかどうなのか。

○川合知的財産課長 漁業に限らずということ。

坂井氏 そうです。

川合知的財産課長 担い手の問題、非常に重要な問題でございまして、実は澁澤先生からも何度もこの担い手の問題というのは非常に重要だというご指摘をいただいております。そういった意味でちょっと戻る格好になるんですが、2ページをちょっとお開きいただきたいと思います。

もちろん、この戦略の中で、2ページの上から3行目、「さらに」とございます。「農林水産業の担い手の高齢化が一層進展している中で、現場の高い生産技術・ノウハウを守り、承継していくことにより、高い技術に誇りをもった強力な農林水産業の担い手を育てる必要がある。そのような担い手が意識的に知的財産の活用を図ることにより、国内外の消費者ニーズに応じた付加価値の高い農林水産物・食品の生産・販売が実現する。」ということで、もちろん、担い手対策というのは、農林水産省にとって最もコアをなす政策の一つでございますので、ここですべてが言い尽くせるわけではございせんが、知的財産戦略の中での位置づけとしても担い手は大事ですという話を入れておりますし、今現在、食料・農業・農村基本計画、これの改定版というものを今検討中にございますが、さらにそちらの中でより骨太な形で位置づけられていくのではないかとこのように思います。

もちろん担い手なくして農林漁業成り立たないという認識は持っておりますので、ここでこの知的財産の今、ご紹介申し上げたところで登場したのは本当に知的財産面からの担い手の位置付けだけでございますけれども、そういった認識のもとで全体は構成をさせていただいているということでございます。

よろしいでしょうか。

加々美委員。

○加々美氏 一つ質問があるのですが、ここでいわれている技術の伝承、また、生産農家の教育というのは非常に重要なことだと思うのですが、その後に来る地域ブランドの話と、どういうふうに整合性をとられるのかなという点を知りたいですね。今、ここに出ているとおり、匠の技術とか篤農家の技術というのは、ある意味、知財にもなりますし広く生産性を上げるために、そういうものを共有するという目的でやることに對し、この後に続くブランドというのは、それこそ匠の技じゃないのかもしれませんが、いかに他人様と差別性を持って生産技術のノウハウを持った人が儲けるかという部分で、ちょっと相反するような気がするのですが、その辺はどういう線引きをされるのですか。

○川合知的財産課長 まずこの匠の技とか、あるいはデータマイニングとか、こういったところはいわゆる問題意識としましては、匠の技術を持った方、今、全体が高齢化をしておりますので、高齢化をして、そういう匠の技、あるいは篤農家の方がリタイアする前にちゃんと後世に引き継いでおかないと、本当に貴重な日本の農業技術がちゃんと若い人に伝承されないのではないだろうかということ。その問題意識のもとでよりこれをきちんと伝承すれば、日本の農業全体のレベルアップにつながっていくのではないだろうかという問題意識でございます。

片やブランド化の方は、全体をレベルアップしつつ、その中で一定の地域、これはひょっとしたら集落単位なのかもしれませんし、あるいは市町村単位なのかもしれませんし、あるいは広域町村なのかもしれませんけれども、そういった単位で今度は他の地域と切磋琢磨をして、自分たちのオリジナルの売り物や商品をどう作っていくかということです。今までも種子島の安納芋とか、あるいは愛媛県のとれたてのびやびやかつおとか、いろいろブランドの中で取り上げてきましたけれども、前段の方はあくまでも全体としてのアベレージのアップであり、ブランドの方はそのアップさせた技術の中でさらに切磋琢磨して、自分たちのオリジナルティを売り出していく部分ということで、仕分けられたのかなと思います。よろしいでしょうか。

○加々美氏 何となくイメージは。どの辺からデータを吸いあげるかという、その選択を注意すればということですね。

○川合知的財産課長 ただ、このデータを集めるときにも、非常に篤農家の技術、あるいは匠の技術というのはある意味、知的財産にもなり得るものですから、文章の中にアとイのちょうど中間ぐらいのちょっと前に、「併せて」とありますが、ここで出てくる知的財産の管理手法というもの、これはどういった形で知的財産として取り扱ったらいいかということについても、単に篤農家の技術をいただくというだけではなくて、いただいたものをどう管理したらいいのかというものを、これは本当に奥山先生のような専門家の方のアドバイスも受けながら、22年度予算の中でこういうものを

どう取り扱ったらいいんでしょうかという検討のほうも、ちょっと専門家の方にしていただくというふうに思っております。

○加々美氏 ありがとうございます。

○川合知的財産課長 そうしましたら、今ちょっとブランド化の話も出ましたので、(2)だけではなくて、7ページの下のところ(3)地域ブランドの発掘・創造支援、それから8ページの下のところ(4)として、食文化の活用・創造支援という記述がございます。このあたりまで対象範囲を広げて、もちろん元に戻っていただいても結構ですので、ご意見等ございましたらちょうだいできればと思いますけれども、いかがでございましょうか。

金子先生、お願いします。

○金子氏 地域ブランド化につきまして、8ページのア、この「地域ブランド化の取組に対する支援」というところで、いろんな分野の専門家の派遣、紹介と書いておられるんですけども、先ほど澁澤先生からもございましたけれども、この地域ブランド化の過程においても、コーディネーターもしくはプロデューサーといった個別分野の専門家をつなぎながら、全体としてその事業を一貫して支援する役割が大変重要だと思っております。したがって、ここの表現もこういった分野の専門家とあわせて、総合的に事業を支援するプロデューサーの活用などを支援するというを入れたらどうかというふうに思っております。現状、ブランド化で一番問題になっているのは、そういった人材が少ないということですね。

そのことを受けて、ウのところ、今ガイドラインをまとめようということになっておりますけれども、ガイドラインをまとめると同時に新たな地域ブランド化支援の方策と書いておりますけれども、方策の中の一つとしてプロデューサーの育成というのがあるのかなというふうに思います。大体ブランド化というのは最低3年かかりますので、その間一緒に商品の開発からブランド確立まで行っていくと、こういったものが必要ではないかなというふうに思います。

以上です。

○川合知的財産課長 ちょっとお答えになるかどうかあれです。1点目のアのところに、プロデューサーあるいはコーディネーターを育成するという記述を入れてはどうかと、こういうお話がございましたけれども、ちょっとここは表現に苦労したところでございます、プロデューサーとコーディネーターという言葉がありまして、農林省の中で例えば、〇〇局が使えばプロデューサー、〇〇局が使うとコーディネーターと書いてある言葉遣いになっているところがございまして、ちょっとそこのところ、共通ワード的に書くとすれば、この2行目から3行目にありますが、「市場調査・分析、販売戦略、品質管理などの専門家」とこういう言葉にまとめてみたということでございます。

○金子氏 やはり個別職制の専門家と全体を束ねる専門家の二本立てがいるということだと思うんですけども、私はデザイナーとプロデューサー プロデューサーとは何かということですが、3年なり何年の事業を目標を持って、そこに向かっていろんな機能を組み合わせて推進していくと同時に、ある種のレベル設定を行えるものだというふうに思うんですね。それに対してコーディネーターというのはつなぐとい

う部分が主になって、ややその目標達成とかレベル、水準の設定というのは少し弱いような印象があるんですけども、その意味でプロデューサーという役割、機能というものを検討したらどうかというふうに思います。

○川合知的財産課長 ご指摘はよくわかります。同じ方がコーディネーターということで登録されている場合もありますし、プロデューサーで登録されているというケースもございますので……。

○小栗審議官 言葉としていうよりは、総合的なこういう役回りが要するという事ですよ。

○金子氏 そうです。

○小栗審議官 これだけ見ると、何かいかにも個別のものだけを集めるみたいな感じの文章にちょっと……。

○金子氏 アの表現はその分野ごとの専門家を派遣するというニュアンスにとどまっていると思うんですね。

○小栗審議官 だからばらばらな印象があるわけですね。

○金子氏 全体を総合的に一貫して支援する人材という観点を入れたらどうか。それは名前はいろいろ検討することがあると思いますけれども。

○川合知的財産課長 わかりました。ご趣旨はよくわかりました。

澁澤氏 意見ですけど。そうすると、今の3行目のアのところの「品質管理などの専門家の派遣」の、専門家の前に何か個別性と総合性を備えた何々という表現でまとめればよろしいんじゃないかと思います。専門家だと何か個別の専門家という印象が強いですよ。

○金子氏 実際、市場調査の専門家っているんですね。品質管理の専門家っているんですね。専門家ってばらばらなんです。横断的にやっている方は少ないんですね。そういう、まずプロデューサーもしくはコーディネーター的な人材は少ないという前提に立って、そういう人材も必要。だから個別専門家の派遣とともに、総合的横断的な支援をする専門家も必要だということですね。

○川合知的財産課長 ご趣旨はよくわかりました。

あとほかにございませんでしょうか。

澁澤先生、お願いします。

○澁澤氏 地理的表示の制度の検討というところで、最後のほうに、「調整を図りつつ検討する」という表現が出てくるんです。これでは、初めから相手と調整しながらという意味になり、戦略文書としてふさわしいのかなと思うんです。

地理的表示制度、これ自体はトレーサビリティの一連の取り組みの中で具体的に部分的にはやられておりますので、制度の検討というよりはこれを実現することが大切ですよ。「検討」という文字を削除したらいかがというふうな提案です。これをやりましょうという提案ですけども、いかがでしょうか。

○川合知的財産課長 地理的表示制度、ご案内のとおり、ヨーロッパではシャンパンですとか、パルマハムとか、カマンベール・ド・ノルマンディチーズだとか、そういった、いわゆる地名が一定の商品の品質の高さ担保しているというふうに一般に受け取られるような地名については、政府のほうで認定をして、逆にその認定を受けたつ

くり方、あるいは地域の原料を使わない限りはそれの地名表示はしてはならないという、ある意味規制に結びつく規制法体系で実施しているというものでございまして、一定の政策目的のために何か一生懸命取り組む人にはいろんな支援をしますよといういわゆる振興法ではなくて、規制法の体系の中でやっておる制度でございまして。

もちろんここで書きましたのも、日本の農林水産物、あるいは加工食品のブランド化の一環として、ヨーロッパで採用しているこういった地理的表示制度、これが日本にうまく入るのかどうかをよく検討したいということ。実際、私どもも日本のいろんな現地に行ったり、あるいはヨーロッパの制度を調べたりして、今、検討しているところでございますけれども、いろんな歴史的背景もちょっと違うところもございまして、ここで検討の2文字を落として、もうやるんだと、もうほかに選択肢がないんだというには、もう少しちょっと勉強なり、時間が必要なのかなということと「検討」という二文字を書かせていただいたという点をご理解をいただけないかというふうに思う次第でございまして。

奥山先生。

○奥山氏 全く澁澤先生の問題意識と非常に似ているんじゃないかなと思うんですが、ぜひともその地理的表示制度に積極的に取り組んでいただく方向性というのが大事なのではないかなというふうに考えます。

今回、その次期の知的財産戦略ということで、資料とかいただいているいろいろ考えていたんですけれども、やはり日本にもいろんな伝統的ないい物がございまして、それを地域ブランド化という、これから何か新しいブランドをつくっていくというニュアンスがあるんですけれども、それとむしろ切り離して、地域ブランド化のくくりの中じゃなくて、そういう地理的表示制度というのを推進する。それがいろいろもちろん最終的には地域ブランドの支援にもなるかもしれませんし、それからトレーサビリティの問題にもかかわってくるかもしれませんし、そういう意味で非常に広がりのある課題なので、ぜひ積極的に広く考えて取り組んでいただけたらというふうに思っています。感想でしかないんですけれども、そういうふうに考えております。

○川合知的財産課長 ありがとうございます。

あとほかに、この9ページの6行目のところで、特にございましてでしょうか。

滑川委員、お願いします。

○滑川氏 (4) 食文化の活用・創造支援の9ページの上から3行目のところなんです、**「商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組を支援する」**ということなんです、これはお料理に関しての商標・意匠ということになりますでしょうか。

普及させていくときに、商標のついたお料理というのは、ちょっと普及が、という方向ではなくて、むしろ守る方向に入るかなというふうに思っております、具体的に料理名で商標をとっているものというものと、私が思いつくのはうどんすきは商標登録なので、一般的には使えない、うどん入り鍋みたいな形で表記をしたりしなきゃいけないというのが、よく記事をつくったり、情報を外に出していくときにいろんな縛りになったりしているんですけれども、具体的に商標・意匠等の知的財産権を取得しているお料理というのは、ほかにどういうものがあるかというのをちょっと教えていただければと思います。

○川合知的財産課長 (4)の趣旨は、今、宇都宮餃子とか、富士宮焼きそばとか、いろんな形で、B級グルメみたいな形で地域おこしに料理が活用されているという取組があるんですが、ただ、私どもの問題意識はやはりそういう今の盛り上がりって、すごくいいことだと思うんですが、もう一つ、地元の食材をこれを核にして、地元の農山漁村でとれる農林水産品、これを核にして、これを料理の形で売り出すということに、もっと支援ができないかという問題意識で、これを取り上げた次第でございます。

ちょっと今までのところは直接なお答えになっていませんけど、それをやる中で、知的財産意識というものも、まず地元の食材を使うということとあわせて、今、そんなに数は多くないんですが、のり巻きで、切ると何かデザインが金太郎あめみたいに出てくるようなのり巻きがございますよね。ああいったもので、意匠権をとっている事例もございます。それからあと商標とちょっとはだかで書いてあるんで読みづらいと思いますけど、これを地域団体商標というふうに読んでいただくと、宇都宮餃子だとか、そういったものが非常に端的に見えてくると思います。

そういった形で、まず一つは地元の食材を使って、料理の形でPRするという取組を応援したいということと、さらにそういう立派なものをつくったら、簡単に人には名前なんかでまねされないように、こういう、あるいは形であれ、その名前であれ、人にまねされないように、逆に言えば、まねされないという形でこういう商標・意匠の知的財産権を取得するということが、自分たちのアイデンティティというか、独自性というか、そういったことを守っていくという地域の一体化につながっていくのではないかと。こういう問題意識で、こちらの商標・意匠等の知的財産の取得を目指す取組の支援と、こういうものも加えさせていただいたという考え方でございます。よろしいですか。

○滑川氏 はい。

○川合知的財産課長 あと特にございますでしょうか。

澁澤先生。

○澁澤氏 海外への日本ブランド展開ということでは、食材のことしか書いていないんですけど、日本は世界で文化的にも孤立し、言葉でも孤立しているので、日本でできた物を海外に出そうと思ったときには、プラスアルファをしないとなかなか展開できないという国柄だと思うんですよね。要するに多言語で、多文化な戦略を持った取組を推進しないと、単に食材を持って行って、日本食は健康だからどうですかという話ではおさまらない。

国家として基礎的な研究、応用、マーケティング、これを一連のサイクルを多言語、多文化圏に対して戦略的に展開する研究センターや推進組織を持たないとこれはなかなか進まないんじゃないか。

隣の韓国では、東アジアのドバイ構想という話題がホームページに載っていますけど、ここでは機能性食品の開発から普及、マーケティング、そして意匠デザインまで集中拠点でやる。国家財政を使って進めていくという、既にそういう国家プロジェクトが走っております。知財戦略については韓国よりずっと早く日本のほうが走ったんですが、最終的な競争力のところで、サッカーじゃありませんけど、非常に厳しい立

場にあります。海外における日本ブランドの展開というのがこれだけだったら、非常にさびしいんじゃないかなと。

在外公館なんてこれはどうでもいい話で、産業として我が国の農業を戦略的に展開していく、産業として進出していくわけですので、単なる食材が進出していくわけじゃないんですから、せっかく書いたので、これを書き改めよとは言いきいんですけれども、前回と全く同じなんですよね。

産業政策としての日本ブランド展開ということ、一言、二言どこかに入れてもらえたら、何か次の展開に結びつくんじゃないかと思っているんです。非常に気になることです。

○大木氏 すみません。今のその関連でよろしいですか。

○川合知的財産課長 お願いします。

○大木氏 実は、先週、私静岡県に行きました折、午後にイチゴの組合長さんにお会いしたんですね。イチゴの輸出ってどうなるんですかというふうにお尋ねしましたら、「いや、私どもも1箱5,000円でいくというのでやってみようと思はしました。ところが手取りが生産者にとってわずか400円なんです」って。こういうことを考えたときに、生産者が所得をやっぴり十分に確保するシステムというものがないと、その地域の活性化にもならないと思うんですね。

そういうことも含めて、今、澁澤先生がおっしゃったように産業としては進出ということで、もっと生産者が取り組めて、よく理解できて、こんなだからこうなんだということをやっぴいかないと、海外にせっきくその方は日本の食文化というものも大いにしたいと思うし、それからおいしさというものも伝えたいと思って、頑張ってやっぴいと思っただけ、ただそれだけの情報きりないものだから、やっぴいあきらめましたって。九州のほうではやっぴいしているようですけど、うちのほうは400円ではちよっどできませんので。とてもイチゴが「章姫」という立派な本当にいい品種だから大きくて、みんながびっくりするようないい物ですよね。だからそれをやっぴいと思っただけという話を現場で聞いてきましたので、知財としてのこの知的財産の中でどういうふうに取り組めるかわかりませんが、そういう対策までも含めて地域の活性化につなげていくということ、やっぴいお考えになっていただいたほうがいいなという感じがしたものですから、一言、言わせていただきました。

○川合知的財産課長 ちよっどまず1点目の澁澤先生のご指摘について、ちよっど場所が飛んだんですけど、11ページ以降、12ページぐらいからの、ある意味、真ん中から下ぐらいのウのところ、東アジア植物品種保護フォーラムの積極的な推進とか、あるいはその隣のページの海外での商標権の侵害対策、さらに一番下の行に、さらに海外展開をする我が国の食品事業者ということで、ちよっど方向、知的財産を守るといふ部分と攻めるといふ部分が、両方入れた部分が後ろのほうに登場をしている部分でちよっどわかりにくかったかもしれませんが、こういった部分もございませうということをご紹介をさせていただくとともに、ちよっど輸出促進の担当の方から、大木先生の問題意識について、お答えがあればお願いをしたいと思います。

○長野課長補佐 それでは、輸出の件に関してちよっど現状等をお話させていただきます。

新聞報道等で、例えば極端な例で言いますと、ドバイでスイカが3万円で売れましたみたいな話があるんですけども、それだけ聞くとその手取りもふえるんじゃないかというようによく誤解をされるんですが、実はそうではなくて、やはりいろんなリスクですね。例えば為替のリスクでありますとか、商品、送るのに時間がかかる。もちろん送ること自体にお金がかかる。それから送るときに時間がかかるので、その廃棄のリスクが高まるとか、そういうものを勘案して高くなるというのであって、必ずしも生産者の手取りが高くなるというものではないというのは、まずご理解いただきたいと思うんですね。

いうものを踏まえて、じゃなぜ輸出促進をやるのかという部分はもちろんあるんですけども、ちょっと話が変わるかもしれないけれども、やはり地域活性化につながるでありますとか、例えば生産者にとっていろんな新しい売り先が広がるでありますとか、そういうようなことで生産者にとってはメリットがあるのかなというふうに、私考えてございます。

という中で、ただ輸出、なかなか難しい面がございまして。特に非常に日本から持っていくと高くなるということで、少なくとも持っていくだけで日本で売っている価格の2倍から3倍。少なくともそのぐらいになってしまうというようなものが、先ほど申し上げたその上積みの価格がございまして、なってしまうという中で、もともと高いものがさらに高くなるというような中でいかにして売っていくのかというところが、非常に問題になると思うんですね。

いう中で、じゃ高いものを買ってもらうにはどうしたらいいのかというのを考えると、やはり物についているストーリーを売っていくんじゃないかというのが、やはり大事なのではないかなというふうに思っているところでございます。例えばワインの例でいいますと、蘊蓄みたいなのを語りながら、これってこんな手間かけているからおいしいんだよねと。これはちょっと海外の事例ですが、そういうのがございまして。やはり日本のおいしい食べ物、果物を手間をかけてこれだけのことをやっているのだから高いんだよ。でもやっぱりそれだけの値段が見合う値段としておいしいんだよというようなことで、納得して買ってもらおうという取組が大事なのかなというふうに思っています。

という中で、そういうものも含めて、我々としましては、輸出って簡単にはいかないんだよ。でも工夫次第でちゃんと売れるようになるんだよということを、産地の方々に理解してもらおうように、今、取り組んでいるところでございます。ということですのでよろしいでしょうか。

○大木氏 その廃棄のリスクがあるかというのは、そちらはもう知っているわけですけど、ただ自分たちの手取りはこれだけだけれど、それがいろんな手を渡ることによって、お金がかかってくるということがおかしいというところが言いたいんだろうと思うんですね。

だから、手取りはこれだけれど、いろんな手間がかかりますよね。そこに行くためには、いろんな手を通るので、そのために高くなっているんじゃないかという誤解もあるかもしれませんし、そういうところが生産者にとってはわかりにくい、見えにくいということが一つあると思いますので、そういうところもそうじゃないんですよとい

うふうに、今おっしゃったようなことがみんながわかっていかないと、こういうものは進んでいかないのではないかと。末端の生産者って、なかなかそういうところの情報が入ってきていないというのを感じたんですね。

ですからそこら辺のところをもう少し情報として教えてあげるとかすると。ただ、お金が高い。でもあれ、相当ほかの人が取っているんだよねという感じなんですよね。だから誤解しているところもあるかもしれませんので、よろしくそこら辺のご指導をお願いしたいと思います。

○長野課長補佐 どうもありがとうございます。私どもといたしましては、ちょっと実物、現物を持ってはないんですけれども、こういう輸出のヒント集という、これは実物はA4の縦なんですけれども、輸出のヒント集、ある意味誤解でありますとか、何から始めていいのかよくわからないという方もよくいらっしゃいますので、ヒント集というものをつくって、これをよく読んでまず勉強してくださいというものでありますとか、例えば輸出の取組事例というものを各地でこんな取組をやっています、頑張っているという事例も集めてやっています。

これは農水省のホームページ、輸出促進のホームページにかけてございますので、そういうものを使いながら、私どもいろんな例えばセミナーでありますとか、このヒント集自体も実物、配ってございますので、そういうものも努力が足りないというご指摘でございましょうけれども、頑張ってくださいということで、ご理解いただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○大木氏 組合長さんからお聞きしたものですから、この地域ではそう思っているのかなというふうに思ったものですから、その一つだけの例ですから、私はほかはちょっとわかりませんが、つい最近そう言われた例だったものですから。

○長野課長補佐 ありがとうございます。

澁澤氏 やっぱり努力が全然足りないと思うの。要するにだれに売るのがかですね。中国だったら、人々は中国語をしゃべるわけだし、55の民族がおり多様な文化を持っており、そんなところに売るのはです。ドバイはドバイで人々の話す言葉があり、そういう人たちに売らなければならないというところが一番最初に販売戦略としてこないはず。商社に農産物を渡したら、自動的に売ってくれるんじゃないかと思うのは時代にふさわしくない。生産者自体がこのイチゴをだれが食べるのか、食べている人はどんな言葉をしゃべっているのか、そこからちゃんと宣伝戦略を立てないと、今の話だと、横流しで金もうけする業者に販売をお願いしたらどうですかとなっちゃうよ。これ、ホームページでも、僕はちょっと不十分だと思う。

○長野課長補佐 よろしいでしょうか。

澁澤氏 ちょっと話題が変わっちゃったから。

○長野課長補佐 そうですね。よろしいでしょうか。実際、物を売っていく中で、もちろん物のよさというものを売っていくというのは大事なんですけども、その生産者自体が物を持って行って直接売るという機会というのは、なかなか多くないと思うんですね。やはり現地のバイヤーさんをつかまえて売るといった形になると思います。

いう中で、例えば表示のことを研究するでありますとかというのは、当然その現地

のバイヤーさんの、もっとこういうふうにしたらいいよ、例えばこういうものってないかなとかいうようなものとか、例えばこういう点を強調したパッケージにしたほうがいいよとか、例えば廃棄が多いんで、例えばもう少し、イチゴなんかすごく難しいんですね。やわらかいものですから。例えばパッケージを工夫しろとか、そういうような工夫をしながらやっていく。やはり世界各国の言葉を勉強してというのはなかなかちょっと難しいのかなというふうに思います。

いうのと、やはり当然、ちょっと別な話になりますけれども、いい物をつくれれば売れるというものでは必ずしもないというような話もちろんございまして、世界各地で好み、あるいは風習が違いますので、そういうものを勉強して、地域に合った物を売っていくという取組というのも大事だというふうに思います。

そのような形で、私どもも全世界にすべての物を売るという形はなかなか難しいと思っておりまして、戦略的にやはり輸出というのは進めていかなければいけない。その中にその知財の戦略もあるというふうに、輸出の中で申し上げますと、そういうふうに考えているところでございます。

ありがとうございます。

○川合知的財産課長 加々美委員。

○加々美氏 一つ確認というか、教えていただきたいのですけれども、さきほども話ができましたとおり、フランスのAOCや、ボルドーの等級とか、ああいうのがあったりしますよね。この地域ブランド活性化に伴って、ジャパンプランドとして、国でブランド認証をする云々というお考えはあるのでしょうか。オーソライズするという仕事は、やっぱり地方に任せるのでしょうか。それともジャパンプランドを国策としてやられるレベルで考えられているのか。その辺を教えてほしいのですが。

○長野課長補佐 ジャパンプランドという、海外で見た場合にはやはり私どもはジャパンプランドって大事だと思っているんですね。端的に言いますと、その行政区域の例えば都道府県で売るよりも、やはりジャパンプランドで売ったほうが通りがいいというふうに思っております。いう中で、ちょっとすみません。こういう「おいしいマーク」って、私もこういうのをつけてございますけれども、ジャパン、おいしいマーク。これは各国の言葉が、この赤いところに入っているんですけれども、こういうものを使って、これは使ってくださいというふうに言ってございます。中国語もあります。韓国語もあります。英語もあります。フランス語もあります。ドイツ語もありますということで、申請さえしていただければどうぞ使ってくださいというふうに言っています。ただ、いわゆる質というのは別に関係なく、日本産の物であればどうぞ使ってくださいという、逆に言うとそのぐらゐの取組という形になってございます。

よろしいでしょうか。

○加々美氏 はい。

○川合知的財産課長 補足しますと、今のおいしいマークはお手元の資料4という、カラーコピーの資料をお配りしてございますけど、これの45ページのちょっと小さいんですが、右上のほうに立派なお習字で「おいしい」というマークが記載してあります。日本から外国に輸出される農林水産物、食品、これについては今ご説明がありましたようにこの「おいしい」マーク、これが日本のメイドインジャパンだということ

で、この「おいしい」マークを今幾つかの国では商標もとりまして、これでPRをしているという内容でございます。まず、日本だからいいんだということをPRするためにはこの「おいしい」マークでいくということです。

さらに日本の中でもどこどこ産のこれだからいいんだというのは、これは今、一般的には地域ブランドの取組もやっていますし、あるいは今現在では商標法に基づく地域団体商標という形で、名称独占ということ、知的財産権を活用してやる方法もございます。さらに地理的表示というもの、これがヨーロッパで導入されている方法がありますけれども、これが日本にも導入するのがいいのかどうかというのは、先ほど議論が出ましたように、日本の国内でもいろいろ研究し、検討をしていきたいという構造になっているということでございます。

日本産ですよというのと、それから日本産の中でもこの地域のこのブランドですよというのを2通り、外国に売り出すに当たってもございますので、ちょっと幾つかの段階に分かれるということでございます。

もう既に話が海外ブランドのほうに飛んでおりますので、9ページ(5)、それから9ページの(6)の「景観、伝統文化等地域資源の再発見・活用」、さらには10ページの(7)の「種苗の安定供給体制の確立」、ここまで含めて、ご意見がございましたらちょうだいをお願いしたいと思います。

加々美委員。

○加々美氏 また質問で申し訳ないのですが、10ページの種苗の安定供給のところの③に「遺伝資源の確保・活用等について」と書いてございますね。10ページの(7)のところの③ですね。あと冒頭の3ページに、その遺伝資源の関係で、「生物多様性条約における遺伝資源へのアクセスと利益配分」についての問題解決を図ると書いてあり、一つ教えてほしいのですが、先ほどのジャパンブランドの話と同じで、日本の持つ知財を外にどうやって発信するかという点、先程の議論にもあったと思うのですが、遺伝資源に関しては、外へのアクセスのため整備を進めるのと同時に、最近多いのは日本にある遺伝資源を使いたいのですけれども、どうすればいいんですかという、外からの問い合わせがあるのです。ある意味、我々の知財を有効活用する意味では、これはどう対応されるのかなと。

例えば一事例ですと、日本、アジア圏にススキが生えていたりしていますよね。ススキは稲と同じようにわら材で日本にも意外に固有種がありバイオフェューエルを狙う欧米の油系の会社が、これらを使いたいのですけれども、ロイヤリティ交渉をしたいというような問い合わせが、うちの業界ではないですが、結構、研究者とかのレベルでは来るようですよ。

そういうときに、研究をやっていた、ある地域に住んでいた方が、ああ、いいですよ。例えば、実際にはシェルといったような大きい会社だったりするのですが、いち研究者が何%でと、交渉に臨んで良いものなんでしょうか。これらが、だれの知財なのか、僕もよく判らないのですが。私どもは、最近、インドネシアとABSを結びましたけれども、そういうときには資源国に窓口があってバイラテラルでITPGRに則ったようなポジションで交渉に臨んだりしたのです。まだ具体的な事例がないから考えにくいのですが、例えばイメージとしては、京都の伝統野菜のカボチャに、鹿

ヶ谷でもいいですけど、ああいうものにちょっと変わった遺伝子があるから、これを使いたいんですと云われたとき、これはだれの財産で、どういうプロセスで、ある意味、日本の財産を、外へ出してよいものでしょうか。ここでは、網羅されていないようなので、どう解釈してよいものかなと思い、お聞きしたいのですが。

○白井課長補佐 私の聞いている範囲で申し上げますと、基本的には、外国の機関が日本にあるだれか、普通は研究機関だと思うんですけども、と協定を結んで、その中で利益配分を話し合うというケースが多いというように聞いています。最近もU S D Aが来て調査をしていたという話も聞いたことがあります。

我が国の場合は、途上国と違って、その場合にかなり強く利益配分を求めるということは今までなかったし、探索すること自体が問題になったことも今まではなかったです。ちなみに、よくご存じだと思いますけれども、野に生えているものでなくて、我が国が既に収集した遺伝資源は生物研のジーンバンクにあるものに関しては求めがあれば、適宜若干の実費ぐらいいただいて、学術機関等々にも提供をしておりますので、それは以前から普通にやられております。

確かにおっしゃる点は、多分今後いろいろ問題になってくる可能性はありますね。

○加々美氏 ここに入れなくてもよろしいのかもしれませんが、知財という観点からすれば、別の何かで落とし込む必要があるのではないかという気はするのですが。農産物や青果物ということに対して、今の方策は、網羅していると思うのですが、これら以外でも、結構な日本に眠っている財産をどうやって外に出していくかという整備も今後は必要ではないかという気はするのですが。

この方策で網羅されているのは、我々が研究開発をする際、外にアクセスすることに対して整備をしましょうというのがあるのですが、逆にに関しては、意外に網羅されていないようなので、今後、そういうケースもあり得るのかなという気がしたので、ちょっとコメントさせていただきました。

○川合知的財産課長 今の点は、国際的な議論の状況からすると、大きく言って生物多様性条約とあって、釈迦に説法になるかと思えますけど、先進国と途上国で、先進国は途上国から遺伝資源をもらってきて、それをもとに新品種の開発をやっているというのが、日本も含めて、大きな位置付けでございまして、その中で国際交渉の場では、途上国は今、遺伝資源の一方的な出し手になっており、先進国は一方的にもらう側になっているという構図になっております。その場合にその対価性をどういうふうにするかルール化しましょうかねという、こういう交渉をやっているんですが、今、加々美委員がご指摘あったのは、ケースとしてはかなり少ないケース、全体の中では極々少ないケースだと思うんですが、先進国の遺伝資源を、先進国又は途上国が必要とする場合にどうするかという問題かと思えます。

端的に、これも釈迦に説法ですけど、日本で育成者権がとられている物であれば、もちろん育成者権者の許諾がないと、そういうものは簡単には持ち出せないというのが一義的にあるかと思えますけれども、その育成者権がかかわっていない物についてどう考えるかというお話かと思えます。ご指摘の点については、全体の位置付けからして、この場での議論というよりは、おっしゃるとおりちょっと別な枠組みでの議論になるのではないかという気がいたしますけれども、問題提起としてお聞かせさせ

ていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

そうしましたら、ちょっと時間の関係もございしますので、ページでいいますと、11ページ、ここから大きな2、知的財産の保護強化と。10ページまでは知的財産を活用して、どう戦略的に相手にどう攻めるかという話だったんですが、11ページ以降、若干先ほども触れましたように、攻めの部分もありますが、いわゆる侵害に対してどう守っていくかというところを中心にしたくだりでございます。ご案内のとおり、知的財産は攻めの部分と守りの部分、両方を上手に使って、目的を達成していくという側面がございしますので、11ページからは、特に保護の方を強調した記述になっております。その中で、2の(1)植物新品種の保護強化というくだりが、11ページ、12ページ、それから13ページのエのところまでございまして、特に何かご意見ございましたら、お願いをいたしたいと思っております。

では、もしあれでしたら、この保護対策、13ページ(2)の海外での商標権等侵害対策。いわゆる「青森」とか「越光」等といった地名、あるいは品種名の商標出願問題、あるいは食品産業が海外に進出する際に、意図せざる技術流出の関係、あるいは14ページの(3)といたしまして、家畜の遺伝資源の保護対策といった部分、ここも含めまして、ご意見等ございましたらちょうだいをいたしたいと思っておりますが、いかがでございませんでしょうか。

○澁澤氏 質問なんですけど、特に中国で日本の地名をとった商標なんかも法律、やられちゃいまして、ちょっと忘れたんですけど、そういうことはもうどうにもならないものなんですか。それとも何か枠組みの中で、何かできないものなんですかね。いや、これは質問です。

○川合知的財産課長 担当補佐からお答えいたします。

○山本課長補佐 私のほうからお答えさせていただきます。中国、特に地名の問題に関しましては、昨年2月にIIPPと呼ばれております官民合同の訪中のミッションの中で、中国の法律に基づきますと、公知の外国の地名、というのは、中国国内においてよく知られた外国の地名については、基本的には登録しないと。問題があれば、必要な法的手続をとるようにしてくださいというお話がございました。

もう一つは、正当な使用ですと、特に商標についても産地を正当に表示するものであれば、特段その商標が取られていても、産地表示ができなくなるということはございません。そういうことで、特に日本の都道府県名につきましては、中国では統一的に、運用しては地名と扱っていただいているという形になっておりますので、都道府県レベルですと、まず新規に商標を取られるということはありませんし、仮に今、取っているところがあっても、産地表示として都道府県名を使ったとしても、それによって中国当局から摘発を受けるとか、あるいは、中国の裁判所等々がそういったことを取り上げるということは恐らくないと、現状ではそういうふうになっていると認識しております。

○川合知的財産課長 この問題は、ちょっとまた資料4のカラーのほうの58ページのほうに、今、山本補佐のほうからお話をしましたような状況を書いてございます。中国のほうも法律上、「公知の外国地名」は商標登録をしないと、法律にはっきり書い

であるんですね。昨年2月に担当副大臣のほうからも、「外国の地名の商標出願の問題については厳正に審査することを約束する。もし疑義のある出願があったら、積極的に異議申立てをするように、日本の企業等にも伝えてほしい。」と、こういうお答えをいただいております。

そういったことも踏まえまして、昨年6月に、59ページにあるコンソーシアムというのをつくりまして、実は奥山先生にも大変ご協力をいただき、知恵出しもいただきながら、いろんな対応を検討させていただいているということでございます。それで、もう商標登録が外国のほうでされちゃったもの、商標登録される前に出願されたことを日本の関係者が了知していれば、異議申立てとか、情報提供とかいろんなやり方があるんですけども、もう商標登録されちゃったものについてどうするかというのは、実はいろいろお知恵をいただきながら、研究をこのコンソーシアムの中でやっているところでございます。

あとほかに何かございますでしょうか。

そうしましたら、最後に14ページの下のほうから、普及啓発・人材育成ということで、(1)として、知的財産相談のワンストップ化、(2)として、現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上、それから最後16ページに、(3)として、農林水産試験研究機関への普及啓発という項がございます。こちらにつきまして、何かご意見がございましたらちょうだいをいたしたいと思っております。

金子先生。

○金子氏 この3番の普及啓発・人材育成というのは、現場の農林水産事業者、食品産業事業者の意識向上というふうに書かれているんですけども、だれをターゲットとして、その人材育成を図っていくかという、そのところについて考えていかなきゃいけないと思うんですが、一つは国、県、市とか民間の支援団体の人材を育てるという考え方と、例えばJAの中の人材をこういった知財、地域ブランドに詳しく取り組もうとする人間として育てていくかというのが、2つ考えられると思うんですね。やはり何ととっても、JAが自らやっ払いこうと、地域の農産物をブランド化していこう、加工事業をもっとやっ払いこう、そのことが期待されるんですが、現実には非常に動きが鈍いというようなところでございます。

そこで、この3番というのは、ちょっと教えていただきたいんですが、だれをターゲットとして、この普及啓発・人材育成をしていくのかというのは、どちらに重きを置いているのでしょうか。

○川合知的財産課長 まず3の(1)ワンストップ化では、記述の中にもございますように、現場の農林漁業者や食品産業事業者が新品種、新技術の開発、導入から販売までを通じて、一貫して相談できる体制ということで、現場の農林漁業者、それから食品産業事業者という方が念頭にありますし、(2)は表題にございますように、現場の農林漁業者や食品産業事業者の意識の向上ということでございます。そういった意味で、私どもの問題意識は、現場の農林漁業者や食品産業事業者の方々、この方々が意識を持って取り組んでいただくということを念頭に置いてこちらのほうはつくっております。

ただ、今、農協、JAというお話がございましたけど、あるいは漁業協同組合とい

うお話がございましたけれども、あくまでJA、あるいは漁業協同組合、これは農林漁業者が組織する団体というふうに我々はとらえております。

そういった意味で、この農林漁業者、これは別に個人しか念頭に置いていないわけではなくて、もちろん個人でも結構ですし、そういう農林漁業者が組織する、複数集まって、農協、漁協という形をとらなくて、よくブランド化なんかにありますけど、任意団体的に取り組んでいただいても結構でありますし、また、農協あるいは漁協という形で、農林漁業者が組織する団体という形で取り組んでいただいても結構という意味で、ここで書いております農林漁業者、あるいは食品産業事業者というのは、決して個人だけを想定しているわけではなくて、複数という形で、今申し上げたような形で取り組まれる場合も当然想定はしております。

○金子氏 もう少し、そうしたら教えていただきたいんですが、その場合、目標をどう設定するかで、たしか以前、前回の資料でこういった、例えば地域ブランドなり、地域資源を活用した事業を推進する支援者を1,000人育てるとか、その数値目標がたしかあったと思うんですね。一方、JAとか事業をやろうとする人を、例えば何年間でどのくらい育てるかという目標というのが、やっぱりあり得てもいいんじゃないか。つまり、どれだけ事業者を立ち上がらせるかというところですね。これはやっぱり課題じゃないかなというふうに思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

澁澤氏 基本計画ですね。

○川合知的財産課長 ご指摘のとおり、3年前の知的財産戦略には、その普及組織だとか、そういった、これは農協の営農指導も入るのかもしれませんが、そういったいわゆる農家に対して、ある意味指導的な立場にある人、いきなり農家の現場の人に、特許権だとか、商標権、意匠権、こういうのを上手に使ってくださいますというんじゃなくて、まずそういう普及とか、あるいは農協の営農指導とか、こういう農家に対して、ある意味いわゆる技術指導とあわせて、いろんな経営指導等とあわせて指導をするような立場にある人に、まず知的財産というものの意識を強く持っていただきましょうということで、そういう方を3年前、19年3月につくった戦略では、3年間で1,000人育てましょうという数値目標を立てたのは事実です。

実際問題、20年、21年度と事業をやってきました、ほぼその指導的立場にある方々には、1,000人規模でいろんな意味で研修とか、そういった専門研修なんかも受けていただいたというところに至っておるわけでございます。

そういった意味で、今回の戦略では、(2)で現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上ということで、特にこういう形で書かせていただきましたのは、普及員とか営農指導員の方のところは、十分かどうかというのは別といたしまして、一定のそういう研修、普及活動はもう行っておりますので、さらにもっと、本当に現場で農林漁業者、あるいは食品産業事業者をやっておられる方に、そういう意識を持っていただくということを念頭に置いて書いております。

そのやり方として、アにありますように、これは前回、金子先生のほうからご提案いただいた多様な人と交流できるような、連携・協働できるような、そういう取組ができるように持っていったらいいんじゃないかということもございまして、さらにこれと(1)に書いてあるワンストップ化ということ。これは今年10月に、農水省本省

も大きな組織改編があるんですけれども、地方農政局も大きく組織改編をいたしますので、こういった従来知的財産の相談に包括的に乗る窓口というのが、ちょっとはつきりしなかったところもありますので、その組織改編の中でしっかりとこういうものを専任とする専門官ですとか、あるいは係というものを置きまして、そこできっちりやっていただくということでございます。

その係を使って、(2)のアに書いてあるような、いわゆる現場の人に意識を持っていただくような、相談に乗るとか、あるいはいろんな多様な分野の人材の方を紹介をするとか、そういったことを取り組んでいきたいということを、この(2)のアのところに思いを込めてまとめてみると、こういう、ちょっとわかりにくかったかもわからないですが、そういう流れになっています。

○金子氏 最後に、これは自分の意見なんですけれども、こういった、今の話を伺っていると、第2ステージということで、いよいよ事業者の皆さんの意識向上と取り組みを喚起するというのを考えたときに、その農政局とか都道府県の指導員ももちろんやるのも大事なんですけれども、もう少し機動力のある民間の全国事務局とか、ブロック単位での民間の事務局をつくって、そこにノウハウを持った専門家とか、プロデューサー、コーディネーターを張りつけて、スピードを上げる。で、官民連携して、総合的にやっていくというところまで踏み込んでもいいんじゃないかなという感じもいたします。

経産省はジャパンプランドをやっていますけれども、あれは最初の四、五年、民間がやって、全国に事務局を設けてやってきたんですけども、21年度は経産局扱いになって、逆にもう一回国に戻したんですよね。非常に、今、僕も一、二件やっていますけれども、ちょっとぎくしゃくしちゃって、後戻りしたような感じもございます。その意味でのこの普及啓発・人材育成を図っていくときに、機動力のある事務局、ワンストップもうまく民間を活用されることも考えてもいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○川合知的財産課長 ご指摘の点はおそらくまた地域ブランドを進めていく中で、そういった民間の方の、先生を初めとする民間の方のお力というのを、これはもう借りないことには多分進められないと思いますので、そういったところではもう当然活用させていただくということになりますし、あと知財全体という形でちょっとうまく位置づけられるかどうかは、またちょっと検討させていただきたいと思います。

澁澤氏 質問です。すぐその上にワンストップサービスが、ワンストップサービスのすぐ次に総合相談窓口を農政局に設けるということなんですが、こういう食品事業者もありますので、農業だけでなくて産業なり、省でいうと経済産業省なり、国交省なり、あるいは特許庁なり、そういうようないろんなところにアクセスできるような、そういう意味合いなんでしょうか、総合窓口というところ。

農水省と農政局ということで、農水省の縦割りの中の窓口がここにできるというニュアンスなんですけど、現場のニーズからすると、農水省に限らず、いろんなところにもアクセスしたり、常に農商工の連携とか、形の上ではいろいろ省庁を超えた仕組みなり、動いていますので、これはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○川合知的財産課長 実はこの部分、前のページの14ページの下のほうから長々と続

いておりまして、15ページの上のほうから見ていただきますと、①では育成者権、②では特許権、③実用新案権、④商標云々と書いてありまして、単に農水省の所掌する育成者権の相談に乗るだけではなくて、この①から⑥に書いてあるいろんなご相談に乗れるという意味で、ワンストップ窓口にいたしたいというふうに思っております。

もちろん、特許の実際の出願とか、商標の実際の出願になった場合には、経産局とか特許庁のほうにご相談いただかないといけない部分もあろうかと思っておりますけれども、一義的には農家の方、あるいは食品事業者の方が他省庁の所管に係る知的財産権についてご相談に見えても、ちゃんとアドバイスに乗ってあげられるという体制を、人もそろえ、なおかつ地方農政局の職員の方に研修も受けていただいて、きちんと整備をしたいというふうに思っております。

あと特にございませんでしょうか。もう時間もかなり2時間強になっておりますので、もう部署に限らず、全体を通じてのお話でも結構でございますので、何かございましたら。

澁澤先生。

澁澤氏 漢字の確認なんですけど、3ページ目の真ん中にアとありまして、そのアの上の2行上に、「利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の」の「衡」というのは、これは平衡の「衡」なのか。それともおおやけの「公」じゃないかなという気がしたんですが、何かこれはこういう文字でよろしいのでしょうか。気になったので。

○白井課長補佐 このとおりでございます。

○澁澤氏 このとおりですか。

○白井課長補佐 はい。

○澁澤氏 ありがとうございます。

○川合知的財産課長 すみません。ご指摘いただきました点について、「公正」なのか、この原案にありますとおり「平衡」の「衡」に「平」なのか、よく辞書的な意味もちゃんとチェックした上で、通常これを使っているということなのでおそらくこれになるかもしれませんが、もう一度最終策定公表を前によく辞書的な意味を確認した上で、ワーディングは決めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

あとほかにもございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、長時間にわたりまして、活発な意見交換、本当にありがとうございました。本日ちょうだいいたしました貴重なご意見につきまして、新しい農林水産省知的財産戦略の策定の参考にさせていただきたいと存じます。今後、修正すべき点を修正いたしまして、農林水産省の幹部のほうの判断も得まして、新たな農林水産省知的財産戦略として公表をさせていただきたいと思っております。もちろん、きょうのこの会合も、公開という形で、きょうの資料ももう即日オープンにはしておりますけれども、きょうのご議論を踏まえて、修正すべき点が固まりましたら、成案という形で、2月下旬ないし、あるいは3月初めぐらいまでにはまとめて、公表をさせていただきたいというふうに考えております。

きょうは、たくさんのご指摘等いただいた次第でございますけれども、今日いただきましたご意見を踏まえての、どこをどう修正するかは、恐縮ですが、私どもにご一任をいただければというふうに思うものでございますけれども、よろしゅうございま

すでしょうか。（（注）有識者各位から、了解という旨の動作がなされる。）

ありがとうございます。そうしましたら、本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。長時間、本当にどうもありがとうございました。

閉 会